

制定 平成 22 年 4 月 1 日
改定 令和 3 年 4 月 1 日
改定② 令和 4 年 4 月 1 日

豊田シニアフットボールクラブ会則

第 1 章 総則

(名 称)

第 1 条 本会は豊田シニアフットボールクラブと称し、略称は「豊田 SFC」とする。

(理念・目的)

第 2 条 本会の理念・目的は以下の通りとする。

1. サッカー愛好者が集い”生涯現役”を目指す。
2. サッカーで新しい友と出会い旧友と一層の親交を深める。
3. 地域サッカー発展・向上に積極的に寄与することを目的とする。

(活 動 内 容)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成する為に以下の活動を行う。

1. 西日本 OB サッカー連盟（以下 西日本 OB と呼称）主催の大会に参加する。
2. 西日本 OB 中部地域・豊田大会を毎年開催する。
3. J F A 及び県協会の大会等に参加する。
4. 広く各地域のシニアクラブチームを招待して交流試合を行う。
5. 関連の各種ボランティア活動に参加する。

(事 務 局)

第 4 条 本会の事務局は、事務局〇宅に置く。

第 2 章 会員

(会 員 資 格)

第 5 条 本会の会員資格は原則愛知県在住者で 39 歳以上とする。

(入 会)

第 6 条 入会を希望する者は、豊田 SFC ホームページから入会申込をおこない、事務局〇の承認を受け入会する。

(会 費)

第 7 条 会員は次の会費を納入しなければならない。（ただし、2、3、4の登録は任意とする。）

1. クラ ブ 年 間 会 費 ; 12, 000 円
ただし、70 歳以上は以下の通りとする。
0-70 ; 10, 000 円、0-75 ; 8, 000 円、0-80 ; 6, 000 円
2. 日 本 協 会 登 録 費 ; 1, 500 円
3. 西日本OB連盟年会費 ; 3, 500 円（中部地域会員 : A クラス ; 2, 000 円）
4. 西日本OB連盟入会金 ; 2, 000 円（初年度のみ）（中部地域会員 : A クラス ; 0 円）

(会費の使途)

第 8 条 会費の使途は次に掲げる各号に掲げるものとし、記載のない事項が生じた時は代表又は役員会で決定する。

1. 各種大会の参加費用。
2. グラウンド使用料。
3. 会議等に出席した時の費用。
 - ①県内は交通費2,000円とお茶代1,000円を支給する。
 - ②県外は交通費・昼食代の実費+お茶代1,000円を支給する。
但し他から支給がある場合はお茶代のみとする。
4. 役員の事務費用を下記の通り支給する。
 - ①事務局口、会計 毎月2,000円
 - ②その他役員 毎月1,000円
 - ③HP 管理担当 年間30,000円（半期15,000円）
5. 県外への大会参加時にバスを利用した場合には、交通費として50,000円を上限に補助する。
6. 西日本 OB 連盟の豊田大会運営謝礼金
 - ①交通費：運営に関わる会合の都度1,000円を支給する。
 - ②昼食代：会合が昼にかかった時は1,000円を支給する。
 - ③謝礼：大会当日の全日協力者には弁当代+お茶代として2,000円を支給する。尚、半日の協力者にはお茶代として1,000円を支給する。

(弔 事 関 係)

第9条 会員等の弔事対応は次の通りとする。尚、記載に無いケースについては代表の判断による。

	香典	弔電
本人	5000 円	○
配偶者	5000 円	○
父母、子供	—	○

(記念品)

第10条 会員が各年代に到達した時は第11条による年齢区分に該当するショーツを贈呈する。

(活動区分)

第11条 会員は次に掲げる年齢区分と定められた年齢別ショーツ(色)で活動する。

年齢区分/項目	JFA 呼称	西日本 OB	
		呼称	ショーツの色
40 歳以上	0-40	—	—
50 歳以上	0-50	A クラス (中部地域会員)	橙色
60 歳以上	0-60	V クラス	赤色
70 歳以上	0-70	R クラス	銀色
75 歳以上	0-75	SR クラス	銀色
80 歳以上	0-80	PR クラス	金色
85 歳以上	0-85	〃	紫色
90 歳以上	0-90	〃	寿

(ユニホーム)

第12条 会員は入会時に各年代指定のユニホームを購入しなければならない。

但し休会者・退会者等からの譲り受けは妨げない。

(退会・除名)

第13条 会員は諸般の事情により退会を希望する時は、年代別役員に口頭でその旨を伝え退会する事ができる。

次の各号に該当した時は、退会したものとみなす。

1. 本人が死亡した時。
2. 会費を1年以上納入しない時。
3. 会員が本クラブの名誉を著しく毀損する行為をした時には、役員会の決議により除名する。

(一時休会)

第14条 会員が事情により休会せざるを得ない時は、年代別役員にその旨を申し出て休会する事ができる。会費については翌年分から徴収しない。

(情報公開)

第15条 次に掲げる情報はEメール・WEBホームページで公開する。

1. 本会の「総会」「役員会」に関する事項。
2. 当クラブに関わる各種大会案内・大会結果但しJFA及び愛知県サッカー協会主催大会はその団体のホームページで大会案内・大会結果に代えることがある。

(行動規範)

第16条 本会の会員は楽しく生涯サッカーをするために次の事項を遵守する。

1. 各役員からの参加可否案内等に関しては期限厳守する事。
2. 年口者には勿論の事、仲間・相手チーム・審判等関係者には尊敬を持って接する事。
3. グラウンドでは準備・後片付けまでを積極的に行う事。
4. 西日本OBの理念に沿いゲーム先発は年齢順を原則とする。
5. 参加者全員が平等に出場する事を原則とする。
6. 大会等における審判は原則として若い年齢順に担当する。

第3章役員・組織

(役員)

第17条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- | | |
|--------------|-----|
| 1. 代表 | 1名 |
| 2. 副代表 | 若干名 |
| 3. 事務局□ | 1名 |
| 4. 副事務局□ | 若干名 |
| 5. 会計 | 1名 |
| 6. 副会計 | 若干名 |
| 7. 会計監査 | 若干名 |
| 8. 年代別代表幹事 | 1名 |
| 9. 年代別副幹事 | 若干名 |
| 10. 運営アシスタント | 若干名 |

11. HP 管理担当 若干名

(役員の仕事)

第18条 役員の仕事は以下の通りとする。

1. 代表は会務を統括する。
2. 副代表は代表を補佐し、代表が不在の時はその仕事を代行する。
3. 事務局は本会の会務渉外全般を担当する。
4. 副事務局は事務局を補佐する。
5. 会計は本会の出納仕事を担当する。
6. 副会計は会計を補佐する。
7. 会計監査は、本会の収支状況を監査する
8. 年代別代表幹事は担当年代の業務全般を担当する。
9. 年代別副幹事は年代別代表幹事の補佐を行う。
10. 運営アシスタントは、必要に応じて上記役員の補佐を行う。
11. HP 管理担当は会の活動状況等の広報を行う。

(役員の仕事)

第19条 役員の主たる仕事は以下の通りとし役員が分担して行う。

1. 会員のデータ管理。
2. クラブ活動費管理。
3. JFA・西日本 OB サッカー連盟への登録業務。
4. 各種大会のエントリー業務。
5. 紅白試合・招待試合の企画。
6. 豊田市体育施設年間グラウンド確保。
7. 西日本OBサッカー連盟/中部地域「豊田大会」の開催。

(役員を選任)

第20条 役員を選任は以下とする。

1. 代表を選任は会員の立候補及び会員に推薦された者の中から総会において選出する。
2. 副代表及び事務局の選任は代表が指名する。
3. 上記以外の役員については事務局が指名する。

(役員の仕事)

第21条 役員の仕事は以下とする。

1. 代表、事務局、会計の仕事は原則5年とする。
2. その他の役員の仕事は2年とする。但し再任を妨げないが最大6年とする。

(顧問の設置)

第22条 本会は上記役員以外に相談役として若干名の顧問を置くことができる。

1. 顧問は代表経験者の中から代表が委嘱する。

(総会)

第23条 総会は、原則として毎年1回開催し代表が招集する。

但し、必要がある時は代表の判断で臨時総会を開催することができる。

1. 総会は、次の各号に掲げる事項について審議決定する。
 - ①会則・活動等の改廃。
 - ②活動計画並びに収支予算及び決算。
 - ③役員を選任及び解任。
 - ④本会の運営に関する重要事項。
2. 総会の議口は事務局口が当たる。
3. 総会は会員の 1/2 以上で成立し、出席者の過半数以上で決議する。
なお欠席者の委任状提出数は出席者数に加えるものとする。
4. 総会は書面審議（メール等）での開催も可とする。

（役員会）

第24条 役員会は、第17条に掲げる役員で構成する。

1. 役員会は総会決議事項の執行及び活動等に関する必要な具体的事項を策定する。
2. 役員会は代表が招集し必要に応じて開催する。但し、次の場合は必ず開催しなければならない。
 - ①役員5分の1以上が開催を要求したとき。
 - ②事務局口が開催を要求したとき。

（三河ロイヤルチーム）

第25条 本会の傍系組織として、本会の68歳以上の会員と本会以外のクラブで活動する68歳以上の希望者で構成する「三河ロイヤル」チームを結成し活動する。
運用細則は別に定める。

第4章 会計

（事業・決算報告）

第26条 「事業報告」「決算報告」を以下の通り行う事とする。

1. 代表は毎事業年度終了後 60 日以内に「事業報告書」「決算報告書」を総会の承認を受けなくてはならない。
2. 会計は会員に年 2 回以上会員に収支報告しなければならない。

（事業年度）

第27条 本会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

（運営費用）

第28条 本会の経費は、会費及び西日本OB連盟中部地域からの大会補助金を以て運営する。

第5章 附則

（改正）

第29条 本会則は総会において出席者の過半数以上の賛同を得て改正することができる。

（施行）

第30条 本会則は令和3年4月1日より改正施行する。本会則は令和4年4月1日より改正施行する。